

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.10)										新条文(R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文					
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則					
1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則					
1	1	1	2	0	1	1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1	1-1-2	用語の定義					
1	1	1	2	19	1	19.連絡	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	1	1	1	2	19	1	19.連絡	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、約款第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	押印等の見直しに伴う規定の変更				
1	1	1	2	22	1	22.書面	書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。 緊急を要する場合は、ファクシミリ、電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	1	1	1	2	22	1	22.書面	書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。	条文修正				
1	1	1	2	38	1	38.工事着手日	工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量を開始することをいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	1	1	1	2	38	1	38.工事着手	工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量を開始することをいう。)、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	誤記修正				
1	1	1	3	0	1	1-1-3	設計図書の照査等	1	1	1	3	0	1	1-1-3	設計図書の照査等					
1	1	1	3	1	1	1.図面原図の貸与	受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書、土木工事の施工管理基準及び規格値等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。	1	1	1	3	1	1	1.図面原図の貸与	受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データ [※] を貸与することができる。ただし、共通仕様書、土木工事の施工管理基準及び規格値等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。	条文修正				
1	1	1	7	0	1	1-1-7	工事用地等の使用	1	1	1	7	0	1	1-1-7	工事用地等の使用					
1	1	1	7	2	1	2.用地の確保	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	1	1	1	7	2	1	2.用地の確保	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲 [※] 以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。	条文修正				
1	1	1	10	0	1	1-1-10	施工体制台帳	1	1	1	10	0	1	1-1-10	施工体制台帳					
1	1	1	10	3	1	3.腕章の着用	受注者が配置する現場代理人及び監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。なお、腕章の仕様については、以下の例によるものとする。 なお、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。 (監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書き規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。)	1	1	1	10	3	1	3.腕章の着用	受注者が配置する現場代理人及び監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。なお、腕章の仕様については、以下の例によるものとする。 なお、これにより難しい場合は監督員と協議しなければならない。 (監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。)	条文修正				
1	1	1	13	0	1	1-1-13	工事の一時中止	1	1	1	13	0	1	1-1-13	工事の一時中止					
1	1	1	13	3	1	3.基本計画書の作成	前1項および2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	1	1	1	13	3	1	3.基本計画書の作成	前1項および2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	条文修正				
1	1	1	16	0	1	1-1-16	支給材料および貸与品	1	1	1	16	0	1	1-1-16	支給材料および貸与品					
								1	1	1	16	5	1	5.貸与機械の使用	受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。	3-1-1-4から編入				

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)										新条文 (R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
1	1	1	16	5	1	5.返還	受注者は、約款第15条第9項の規定に基づき不用となった支給材料または貸与品を返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	1	1	1	16	6	1	6.返還	受注者は、約款第15条第9項の規定に基づき不用となった支給材料または貸与品を返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。					
1	1	1	16	6	1	6.修理等	受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。	1	1	1	16	7	1	7.修理等	受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。					
1	1	1	16	7	1	7.流用の禁止	受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。	1	1	1	16	8	1	8.流用の禁止	受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。					
1	1	1	16	8	1	8.所有権	支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。	1	1	1	16	9	1	9.所有権	支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。					
1	1	1	26	0	1	1-1-26	工事中の安全確保	1	1	1	26	0	1	1-1-26	工事中の安全確保					
1	1	1	26	1	1	1.安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」および「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	26	1	1	1.安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」および「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	諸基準類の改定に伴う変更				
								1	1	1	26	2	1	2.建設工事公衆災害防止対策要綱	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第496号、令和元年9月2日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。	3-1-1-7から編入				
1	1	1	26	2	1	2.支障行為等の防止	受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	1	1	1	26	3	1	3.支障行為等の防止	受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。					
								1	1	1	26	4	1	4.使用する建設機械	受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。	3-1-1-7から編入				
1	1	1	26	3	1	3.周辺への支障防止	受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。	1	1	1	26	5	1	5.周辺への支障防止	受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。					
								1	1	1	26	6	1	6.架空線等事故防止対策	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。	3-1-1-7から編入				
1	1	1	26	4	1	4.防災体制	受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。	1	1	1	26	7	1	7.防災体制	受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。	表現の適正化				
1	1	1	26	5	1	5.第三者の立入り禁止措置	受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。	1	1	1	26	8	1	8.第三者の立入り禁止措置	受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。	表現の適正化				
1	1	1	26	6	1	6.安全巡視	受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。	1	1	1	26	9	1	9.安全巡視	受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。	表現の適正化				
1	1	1	26	7	1	7.現場環境改善	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業船、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。	1	1	1	26	10	1	10.現場環境改善	受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業船、作業員宿舍、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。	表現の適正化				
1	1	1	26	8	1	8.定期安全研修・訓練等	受注者は、工事着事後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	1	1	1	26	11	1	11.定期安全研修・訓練等	受注者は、工事着事後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することも出来る。	表現の適正化 国土交通省土木工事共通仕様書改定に伴う条文の変更				

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)										新条文 (R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
1	1	1	26	9	1	9.施工計画書	受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	1	1	1	26	12	1	12.施工計画書	受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	表現の適正化				
1	1	1	26	10	1	10.安全教育・訓練等の記録	受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、当月の活動内容を翌月5日までに活動報告書にて提出しなければならない。なお、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、検査時や監督員の請求があった場合は提示するものとする。	1	1	1	26	13	1	13.安全教育・訓練等の記録	受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、当月の活動内容を翌月5日までに活動報告書にて提出しなければならない。なお、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、検査時や監督員の請求があった場合は提示するものとする。	表現の適正化				
1	1	1	26	11	1	11.関係機関との連絡	受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。	1	1	1	26	14	1	14.関係機関との連絡	受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。	表現の適正化				
1	1	1	26	12	1	12.工事関係者の連絡会議	受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	1	1	1	26	15	1	15.工事関係者の連絡会議	受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	表現の適正化				
1	1	1	26	13	1	13.安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	26	16	1	16.安全衛生協議会の設置	監督員が、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	表現の適正化				
1	1	1	26	14	1	14.安全優先	受注者は、工事における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。	1	1	1	26	17	1	17.安全優先	受注者は、工事における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。	表現の適正化				
1	1	1	26	15	1	15.災害発生時の応急処置	災害発生時には、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。	1	1	1	26	18	1	18.災害発生時の応急処置	災害発生時には、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。	表現の適正化				
1	1	1	26	16	1	16.地下埋設物等の調査	受注者は、工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。	1	1	1	26	19	1	19.地下埋設物等の調査	受注者は、工事施工箇所地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。	表現の適正化				
1	1	1	26	17	1	17.不明の地下埋設物等の処置	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	1	1	1	26	20	1	20.不明の地下埋設物等の処置	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	表現の適正化				
1	1	1	26	18	1	18.地下埋設物等損害時の措置	受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。	1	1	1	26	21	1	21.地下埋設物等損害時の措置	受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。	表現の適正化				
1	1	1	26	19	1	19.架空線等上空施設への接触・切断事故防止対策	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場、資機材運搬経路等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。									1-1-1-26-6を3-1-1-7から編入したことによる重複する条文の削除				
1	1	1	30	0	1	1-1-30	環境対策	1	1	1	30	0	1	1-1-30	環境対策					
1	1	1	30	6	1	6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成29年5月改正 法律第41号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正 平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂 平成23年7月13日付け国総環第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	1	1	1	30	6	1	6.排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成29年5月改正 法律第41号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正 平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂 平成28年8月30日付け国総環第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.10)										新条文(R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
1	1	1	32	7	1	7.公衆交通の確保	公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	1	1	1	32	9	1	9.公衆交通の確保	公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。	表現の適正化				
1	1	1	32	8	1	8.水上輸送	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	1	1	1	32	10	1	10.水上輸送	工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。	表現の適正化				
1	1	1	32	9	1	9.作業区域の標示等	受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示および関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	1	1	1	32	11	1	11.作業区域の標示等	受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示および関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。	表現の適正化				
1	1	1	32	10	1	10.水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	1	1	1	32	12	1	12.水中落下支障物の処置	受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	表現の適正化				
1	1	1	32	11	1	11.作業船舶機械故障時の処理	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	1	1	1	32	13	1	13.作業船舶機械故障時の処理	受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督員へ連絡しなければならない。	表現の適正化				
1	1	1	32	12	1	12.通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月改正政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和元年9月改正 政令第109号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和元年6月改正 法律第37号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	32	14	1	14.通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成31年3月改正政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和2年6月改正 政令第181号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和2年6月改正 法律第52号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改定に伴う修正				
1	1	1	34	0	1	1-1-34	諸法令の遵守	1	1	1	34	0	1	1-1-34	諸法令の遵守					
1	1	1	34	1	2	(1)	地方自治法(令和2年3月改正 法律第5号)	1	1	1	34	1	2	(1)	地方自治法(令和2年3月改正 法律第5号)					
1	1	1	34	1	3	(2)	建設業法(令和元年6月改正 法律第30号)	1	1	1	34	1	3	(2)	建設業法(令和元年6月改正 法律第30号)					
1	1	1	34	1	4	(3)	下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号)	1	1	1	34	1	4	(3)	下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号)					
1	1	1	34	1	5	(4)	労働基準法(平成30年7月改正 法律第71号)	1	1	1	34	1	5	(4)	労働基準法(令和2年3月改正 法律第14号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	6	(5)	労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	6	(5)	労働安全衛生法(令和元年6月改正 法律第37号)					
1	1	1	34	1	7	(6)	作業環境測定法(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	7	(6)	作業環境測定法(令和元年6月改正 法律第37号)					
1	1	1	34	1	8	(7)	じん肺法(平成30年7月改正 法律第71号)	1	1	1	34	1	8	(7)	じん肺法(平成30年7月改正 法律第71号)					
1	1	1	34	1	9	(8)	雇用保険法(平成30年7月改正 法律第71号)	1	1	1	34	1	9	(8)	雇用保険法(令和2年6月改正 法律第54号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	10	(9)	労働者災害補償保険法(平成30年5月改正 法律第31号)	1	1	1	34	1	10	(9)	労働者災害補償保険法(令和2年6月改正 法律第40号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	11	(10)	健康保険法(令和元年5月改正 法律第9号)	1	1	1	34	1	11	(10)	健康保険法(令和2年6月改正 法律第52号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	12	(11)	中小企業退職金共済法(令和元年5月改正 法律第16号)	1	1	1	34	1	12	(11)	中小企業退職金共済法(令和2年6月改正 法律第40号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	13	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	13	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和2年3月改正 法律第14号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	14	(13)	出入国管理及び難民認定法(平成30年12月改正 法律第102号)	1	1	1	34	1	14	(13)	出入国管理及び難民認定法(令和元年12月改正 法律第63号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	15	(14)	道路法(平成30年3月改正 法律第6号)	1	1	1	34	1	15	(14)	道路法(令和2年6月改正 法律第49号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	16	(15)	道路交通法(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	16	(15)	道路交通法(令和2年6月改正 法律第52号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	17	(16)	道路運送法(令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	17	(16)	道路運送法(令和2年6月改正 法律第36号)	諸基準類の改定に伴う変更				

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)										新条文 (R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
1	1	1	34	1	18	(17)	道路運送車両法 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	18	(17)	道路運送車両法 (令和2年3月改正 法律第5号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	19	(18)	砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)	1	1	1	34	1	19	(18)	砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)					
1	1	1	34	1	20	(19)	地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	20	(19)	地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)					
1	1	1	34	1	21	(20)	河川法 (平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	21	(20)	河川法 (平成29年6月改正 法律第45号)					
1	1	1	34	1	22	(21)	海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)	1	1	1	34	1	22	(21)	海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)					
1	1	1	34	1	23	(22)	港湾法 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	23	(22)	港湾法 (令和2年6月改正 法律第49号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	24	(23)	港則法 (平成28年5月改正 法律第42号)	1	1	1	34	1	24	(23)	港則法 (平成28年5月改正 法律第42号)					
1	1	1	34	1	25	(24)	漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)	1	1	1	34	1	25	(24)	漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)					
1	1	1	34	1	26	(25)	下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)	1	1	1	34	1	26	(25)	下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)					
1	1	1	34	1	27	(26)	航空法 (令和元年6月改正 法律第38号)	1	1	1	34	1	27	(26)	航空法 (令和2年6月改正 法律第61号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	28	(27)	公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)	1	1	1	34	1	28	(27)	公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)					
1	1	1	34	1	29	(28)	軌道法 (平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	29	(28)	軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	30	(29)	森林法 (平成30年6月改正 法律第35号)	1	1	1	34	1	30	(29)	森林法 (令和2年6月改正 法律第41号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	31	(30)	環境基本法 (平成30年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	31	(30)	環境基本法 (平成30年6月改正 法律第50号)					
1	1	1	34	1	32	(31)	火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	32	(31)	火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)					
1	1	1	34	1	33	(32)	大気汚染防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	33	(32)	大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	34	(33)	騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	1	1	1	34	1	34	(33)	騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)					
1	1	1	34	1	35	(34)	水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	35	(34)	水質汚濁防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)					
1	1	1	34	1	36	(35)	湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)	1	1	1	34	1	36	(35)	湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)					
1	1	1	34	1	37	(36)	振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	1	1	1	34	1	37	(36)	振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)					
1	1	1	34	1	38	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	38	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)					
1	1	1	34	1	39	(38)	文化財保護法 (平成30年6月改正 法律第42号)	1	1	1	34	1	39	(38)	文化財保護法 (令和2年6月改正 法律第41号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	40	(39)	砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	40	(39)	砂利採取法 (平成27年6月改正 法律第50号)					
1	1	1	34	1	41	(40)	電気事業法 (平成30年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	41	(40)	電気事業法 (令和2年6月改正 法律第49号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	42	(41)	消防法 (平成30年6月改正 法律第67号)	1	1	1	34	1	42	(41)	消防法 (平成30年6月改正 法律第67号)					
1	1	1	34	1	43	(42)	測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	43	(42)	測量法 (令和元年6月改正 法律第37号)					
1	1	1	34	1	44	(43)	建築基準法 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	44	(43)	建築基準法 (令和2年6月改正 法律第43号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	45	(44)	都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)	1	1	1	34	1	45	(44)	都市公園法 (平成29年5月改正 法律第26号)					
1	1	1	34	1	46	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)	1	1	1	34	1	46	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)					
1	1	1	34	1	47	(46)	土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	47	(46)	土壌汚染対策法 (平成29年6月改正 法律第45号)					
1	1	1	34	1	48	(47)	駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)	1	1	1	34	1	48	(47)	駐車場法 (平成29年5月改正 法律第26号)					
1	1	1	34	1	49	(48)	海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号)	1	1	1	34	1	49	(48)	海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号)					
1	1	1	34	1	50	(49)	海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)	1	1	1	34	1	50	(49)	海上衝突予防法 (平成15年6月改正 法律第63号)					
1	1	1	34	1	51	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年5月改正 法律第18号)	1	1	1	34	1	51	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年5月改正 法律第18号)					
1	1	1	34	1	52	(51)	船員法 (平成30年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	52	(51)	船員法 (平成30年6月改正 法律第41号)					

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)										新条文 (R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
1	1	1	34	1	53	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)	1	1	1	34	1	53	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年6月改正 法律第59号)					
1	1	1	34	1	54	(53)	船舶安全法 (平成29年5月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	54	(53)	船舶安全法 (平成29年5月改正 法律第41号)					
1	1	1	34	1	55	(54)	自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)	1	1	1	34	1	55	(54)	自然環境保全法 (平成31年4月改正 法律第20号)					
1	1	1	34	1	56	(55)	自然公園法 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	56	(55)	自然公園法 (令和元年6月改正 法律第37号)					
1	1	1	34	1	57	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	57	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)					
1	1	1	34	1	58	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)	1	1	1	34	1	58	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)					
1	1	1	34	1	59	(58)	河川法施行法 (平成11年12月改正 法律第160号)	1	1	1	34	1	59	(58)	河川法施行法 (平成11年12月改正 法律第160号)					
1	1	1	34	1	60	(59)	技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	60	(59)	技術士法 (令和元年6月改正 法律第37号)					
1	1	1	34	1	61	(60)	漁業法 (令和元年5月改正 法律第1号)	1	1	1	34	1	61	(60)	漁業法 (令和元年5月改正 法律第1号)					
1	1	1	34	1	62	(61)	空港法 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	62	(61)	空港法 (令和元年6月改正 法律第37号)					
1	1	1	34	1	63	(62)	計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	63	(62)	計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)					
1	1	1	34	1	64	(63)	厚生年金保険法 (平成30年7月改正 法律第71号)	1	1	1	34	1	64	(63)	厚生年金保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	65	(64)	航路標識法 (平成28年5月改正 法律第42号)	1	1	1	34	1	65	(64)	航路標識法 (平成28年5月改正 法律第42号)					
1	1	1	34	1	66	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	1	1	1	34	1	66	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)					
1	1	1	34	1	67	(66)	最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)	1	1	1	34	1	67	(66)	最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)					
1	1	1	34	1	68	(67)	職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	68	(67)	職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号)					
1	1	1	34	1	69	(68)	所得税法 (令和元年6月改正 法律第28号)	1	1	1	34	1	69	(68)	所得税法 (令和2年3月改正 法律第8号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	70	(69)	水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)	1	1	1	34	1	70	(69)	水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第95号)					
1	1	1	34	1	71	(70)	船員保険法 (令和元年5月改正 法律第9号)	1	1	1	34	1	71	(70)	船員保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	72	(71)	著作権法 (平成30年7月改正 法律第72号)	1	1	1	34	1	72	(71)	著作権法 (令和2年6月改正 法律第48号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	73	(72)	電波法 (令和元年6月改正 法律第23号)	1	1	1	34	1	73	(72)	電波法 (令和2年4月改正 法律第23号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	74	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和元年6月改正 法律第20号)	1	1	1	34	1	74	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年6月改正 法律第42号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	75	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成29年6月改正 法律第45号)	1	1	1	34	1	75	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	76	(75)	農薬取締法 (平成30年6月改正 法律第53号)	1	1	1	34	1	76	(75)	農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	77	(76)	毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)	1	1	1	34	1	77	(76)	毒物及び劇物取締法 (平成30年6月改正 法律第66号)					
1	1	1	34	1	78	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	78	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正 法律第41号)					
1	1	1	34	1	79	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)	1	1	1	34	1	79	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第35号)					
1	1	1	34	1	80	(79)	警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	80	(79)	警備業法 (令和元年6月改正 法律第37号)					
1	1	1	34	1	81	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	81	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)					
1	1	1	34	1	82	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年6月改正 法律第67号)	1	1	1	34	1	82	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)	諸基準類の改定に伴う変更				
1	1	1	34	1	83	(82)	電気通信事業法 (令和2年5月改正 法律第30号)	1	1	1	34	1	83	(82)	電気通信事業法 (令和2年5月改正 法律第30号)					
1	1	1	34	1	84	(83)	肥料取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)	1	1	1	34	1	84	(83)	肥料取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)					
1	1	1	37	0	1	1-1-37	工事測量	1	1	1	37	0	1	1-1-37	工事測量					

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)						新条文 (R3.10)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文		
						1	1	1	37	3	1	3.仮設標識	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	3-1-1-9から編入		
1	1	1	37	3	1	3.工事用測量標の取扱い	受注者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	1	1	1	37	4	1	4.工事用測量標の取扱い	受注者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	表現の適正化
1	1	1	37	4	1	4.既存杭の保全	受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	1	1	1	37	5	1	5.既存杭の保全	受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	表現の適正化
1	1	1	37	5	1	5.水準測量・水深測量	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	1	1	1	37	6	1	6.水準測量・水深測量	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	表現の適正化
1	1	1	40	0	1	1-1-40	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	40	0	1	1-1-40	保険の付保及び事故の補償	
1	1	1	40	5	1	5.掛金収納書の提出	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後7日以内に建退共証紙購入申告書と併せて、発注者に提出しなければならない。	1	1	1	40	5	1	5.建設業退職金共済制度の履行	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後7日以内に建退共証紙購入申告書と併せて、発注者に提出しなければならない。	国土交通省土木工事共通仕様書改定に伴う項目の変更
1	2	0	0	0	1	第2章	土工	1	2	0	0	0	1	第2章	土工	
1	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	1	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
1	2	2	0	0	15		国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)	1	2	2	0	0	15		日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成29年3月)	諸基準類の改定に伴う変更
1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	
1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
1	3	2	0	1	1	1.適用規定		1	3	2	0	1	1	1.適用規定		
1	3	2	0	1	10		土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月)	1	3	2	0	1	10		土木学会 鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月)	諸基準類の改定に伴う変更
1	3	2	0	2	1	2.許容塩化物量		1	3	2	0	2	1	2.許容塩化物量		
1	3	2	0	2	2	(1)	鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量(CI-)は、0.30kg/m ³ 以下とする。	1	3	2	0	2	2	(1)	鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量(CI-)は、0.30kg/m ³ 以下とする。	表現の適正化
1	3	2	0	2	3	(2)	プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材およびオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(CI-)は0.30kg/m ³ 以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。	1	3	2	0	2	3	(2)	プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材およびオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(CI-)は0.30kg/m ³ 以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。	表現の適正化
1	3	2	0	2	4	(3)	アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量(CI-)は0.30kg/m ³ 以下とする。	1	3	2	0	2	4	(3)	アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量(CI-)は0.30kg/m ³ 以下とする。	表現の適正化
1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート	1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート	
1	3	5	2	0	1	3-5-2	材料の貯蔵	1	3	5	2	0	1	3-5-2	材料の貯蔵	
1	3	5	2	3	1	3.骨材の貯蔵	受注者は、ゴミ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	1	3	5	2	3	1	3.骨材の貯蔵	受注者は、ゴミ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	表現の適正化
1	3	5	4	0	1	3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1	3	5	4	0	1	3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	
1	3	5	4	2	1	2.材料の計量		1	3	5	4	2	1	2.材料の計量		
1	3	5	4	2	6	(4)	連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	1	3	5	4	2	6	(4)	連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	JIS名称変更(ミキサ)

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)							新条文 (R3.10)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)		新条文	
1	3	5	4	2	7	その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表3-2計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。	1	3	5	4	2	7	その計量値の許容差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間あたりの計量分を質量に換算して、「表3-2計量値の許容差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間あたりの計量分を適切に定めなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)		
1	3	5	4	2	10	(6) 受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法を考慮して定めなければならない。	1	3	5	4	2	10	(6) 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法を考慮して定めなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更		
1	3	5	4	3	1	3-5-4	3.練混ぜ	1	3	5	4	3	1	3-5-4	3.練混ぜ	
1	3	5	4	3	2	(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサまたは連続ミキサを使用するものとする。	1	3	5	4	3	2	(1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサまたは連続ミキサを使用するものとする。	JIS名称変更(ミキサ)		
1	3	5	4	3	3	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)		
1	3	5	4	3	4	(3) 受注者は、JIS A 8603-1(コンクリートミキサー第1部:用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。	1	3	5	4	3	4	(3) 受注者は、JIS A 8603-1(コンクリートミキサー第1部:用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)		
1	3	5	4	3	5	(4) 受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。	1	3	5	4	3	5	(4) 受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。			
1	3	5	4	3	6	やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とするものとする。	1	3	5	4	3	6	やむを得ず、練り混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサを用いる場合1分とするものとする。	JIS名称変更(ミキサ)		
1	3	5	4	3	7	(5) 受注者は、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、練混ぜを行わなければならない。	1	3	5	4	3	7	(5) 受注者は、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、練混ぜを行わなければならない。			
1	3	5	4	3	8	(6) 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内に新たに材料を投入してはならない。	1	3	5	4	3	8	(6) 受注者は、ミキサ内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサ内に新たに材料を投入してはならない。	JIS名称変更(ミキサ)		
1	3	5	4	3	9	(7) 受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。	1	3	5	4	3	9	(7) 受注者は、使用の前後にミキサを清掃しなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)		
1	3	5	4	3	10	(8) ミキサは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。	1	3	5	4	3	10	(8) ミキサは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)		
1	3	5	4	3	11	(9) 受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。	1	3	5	4	3	11	(9) 受注者は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。	JIS名称変更(ミキサ)		
1	3	6	0	0	1	第6節	運搬・打設	1	3	6	0	0	1	第6節	運搬・打設	
1	3	6	4	0	1	3-6-4	打設	1	3	6	4	0	1	3-6-4	打設	
1	3	6	4	11	1	11.水平打設	受注者は、コンクリートの打上面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。	1	3	6	4	11	1	11.水平打設	受注者は、コンクリートの打上面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。	表現の適正化
1	3	6	4	14	1	14.上層下層一体の締め	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。	1	3	6	4	14	1	14.上層下層一体の締め	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。	表現の適正化
1	3	6	5	0	1	3-6-5	締め	1	3	6	5	0	1	3-6-5	締め	
1	3	6	5	3	1	3.上層下層一体の締め	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。	1	3	6	5	3	1	3.上層下層一体の締め	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレータを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。	表現の適正化

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)						新条文 (R3.10)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文		
1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工	
1	3	7	4	0	1	3-7-4	組立て	1	3	7	4	0	1	3-7-4	組立て	
1	3	7	4	3	1	3.鉄筋かぶりの確保	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m2あたり2個以上、構造物の底面については、1m2あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督員と協議しなければならない。	1	3	7	4	3	1	3.鉄筋かぶりの確保	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m2あたり2個以上、構造物の底面については、1m2あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は監督員と協議しなければならない。	コンクリート標準示方書との用語の統一(スペーサー)
1	3	7	5	0	1	3-7-5	継手	1	3	7	5	0	1	3-7-5	継手	
1	3	7	5	3	1	3.継手位置	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	1	3	7	5	3	1	3.継手位置	受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更
								1	3	7	5	8	1	8. 機械式鉄筋継手		新規追加
								1	3	7	5	8	2	(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。		新規追加
								1	3	7	5	8	3	① 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。		新規追加
								1	3	7	5	8	4	② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、可否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。		新規追加
								1	3	7	5	8	5	(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督職員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。		新規追加
1	3	10	0	0	1	第10節	寒中コンクリート	1	3	10	0	0	1	第10節	寒中コンクリート	
1	3	10	2	0	1	3-10-2	施工	1	3	10	2	0	1	3-10-2	施工	
1	3	10	2	4	1	4.材料投入順序の設定	受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。	1	3	10	2	4	1	4.材料投入順序の設定	受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)
1	3	10	3	0	1	3-10-3	養生	1	3	10	3	0	1	3-10-3	養生	
1	3	10	3	5	1	5.養生中のコンクリート温度	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表3-4の値以上とするのを標準とする。	1	3	10	3	5	1	5.養生温度	受注者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表3-4の値以上とするのを標準とする。	コンクリート標準示方書との用語の統一
1	3	13	0	0	1	第13節	水中不分離性コンクリート	1	3	13	0	0	1	第13節	水中不分離性コンクリート	
1	3	13	3	0	1	3-13-3	コンクリートの製造	1	3	13	3	0	1	3-13-3	コンクリートの製造	

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.10)						新条文(R3.10)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)		新条文	
1	3	13	3	4	1	4.練混ぜ	1	3	13	3	4	1	4.練混ぜ	
1	3	13	3	4	3	(2)受注者は、強制練りパッチミキサを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	1	3	13	3	4	3	(2)受注者は、強制練りパッチミキサ-を用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	JIS名称変更(ミキサ)
1	3	13	3	4	9	(5)受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサにモルタルを付着させなければならない。	1	3	13	3	4	9	(5)受注者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサ-にモルタルを付着させなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)
1	3	13	3	5	1	5.ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理	1	3	13	3	5	1	5.ミキサ-、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理	JIS名称変更(ミキサ)
1	3	13	3	5	2	(1)受注者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	1	3	13	3	5	2	(1)受注者は、ミキサ-及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)
1	3	14	0	0	1	第14節 プレバッドコンクリート	1	3	14	0	0	1	第14節 プレバッドコンクリート	
1	3	14	2	0	1	3-14-2 施工機器	1	3	14	2	0	1	3-14-2 施工機器	
1	3	14	2	1	1	1.施工機械	1	3	14	2	1	1	1.施工機械	
1	3	14	2	1	2	(1)受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用しなければならない。	1	3	14	2	1	2	(1)受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサ-を使用しなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)
1	3	14	3	0	1	3-14-3 施工	1	3	14	3	0	1	3-14-3 施工	
1	3	14	3	5	1	5.練混ぜ	1	3	14	3	5	1	5.練混ぜ	
1	3	14	3	5	2	(1)受注者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。	1	3	14	3	5	2	(1)受注者は、練混ぜをモルタルミキサ-で行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)
1	3	14	3	5	4	(3)受注者は、モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。	1	3	14	3	5	4	(3)受注者は、モルタルミキサ-1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)
2	0	0	0	0	1	第2編 材料編	2	0	0	0	0	1	第2編 材料編	
2	2	0	0	0	1	第2章 土木工事材料	2	2	0	0	0	1	第2章 土木工事材料	
2	2	5	0	0	1	第5節 鋼材	2	2	5	0	0	1	第5節 鋼材	
2	2	5	14	0	1	2-5-14 鉄線じゃかご	2	2	5	14	0	1	2-5-14 鉄線じゃかご	
2	2	5	14	0	2	鉄線じゃかごは規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。	2	2	5	14	0	2	鉄線じゃかごは規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。	
2	2	5	14	0	3	なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m ² 以上のめっき鉄線を使用するものとする。	2	2	5	14	0	3	なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m ² 以上のめっき鉄線を使用するものとする。	表現の適正化
2	2	6	0	0	1	第6節 セメント及び混和材料	2	2	6	0	0	1	第6節 セメント及び混和材料	
2	2	6	2	0	1	2-6-2 セメント	2	2	6	2	0	1	2-6-2 セメント	
2	2	6	2	2	1	2.普通ポルトランドセメントの規定	2	2	6	2	2	1	2.普通ポルトランドセメントの規定	
2	2	6	2	2	2	なお、小規模工種で、1工種あたりの総使用量が10m ³ 未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。	2	2	6	2	2	2	なお、小規模工種で、1工種あたりの総使用量が10m ³ 未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。	表現の適正化
2	2	7	0	0	1	第7節 セメントコンクリート製品	2	2	7	0	0	1	第7節 セメントコンクリート製品	
2	2	7	1	0	1	2-7-1 一般事項	2	2	7	1	0	1	2-7-1 一般事項	
2	2	7	1	2	1	2.塩化物含有量	2	2	7	1	2	1	2.塩化物含有量	表現の適正化
2	2	7	1	2	2	セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl-)の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とするものとする。なお、受注者は、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	2	2	7	1	2	2	セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl-)の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とするものとする。なお、受注者は、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	
2	2	8	0	0	1	第8節 瀝青材料	2	2	8	0	0	1	第8節 瀝青材料	

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)										新条文 (R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文					
3	1	1	8	3	1	3.施工計画書	受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修および使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手續をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。										1-1-1-32に移動			
3	1	1	9	0	1	1-1-9	工事測量										1-1-1-37に移動			
3	1	1	9	1	1	1.適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-37工事測量の規定に加え以下の規定による。										1-1-1-37に移動			
3	1	1	9	2	1	2.仮設標識	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。										1-1-1-37に移動			
3	1	1	10	0	1	1-1-10	提出書類	3	1	1	5	0	1	1-1-5	提出書類		表現の適正化			
3	1	1	11	0	1	1-1-11	創意工夫	3	1	1	6	0	1	1-1-6	創意工夫		表現の適正化			
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工					
3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
3	2	2	0	0	6		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)	3	2	2	0	0	6		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う変更			
3	2	2	0	0	17		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)	3	2	2	0	0	17		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)		諸基準類の改定に伴う変更			
3	2	2	0	0	34		国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年10月)	3	2	2	0	0	34		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月)		諸基準類の改定に伴う変更			
3	2	2	0	0	39		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月)	3	2	2	0	0	39		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月)		諸基準類の改定に伴う変更			
3	2	3	0	0	1	第3節	共通の工種	3	2	3	0	0	1	第3節	共通の工種					
3	2	3	2	0	1		材料	3	2	3	2	0	1	2-3-2	材料					
3	2	3	2	4	1	4.路側防護柵工の材料	塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	3	2	3	2	4	1	4.路側防護柵工の材料	塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。					
3	2	3	2	4	3	(2)	溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で275g/m ² 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防錆を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。	3	2	3	2	4	3	(2)	溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっき付着量を両面で275g/m ² 以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防錆を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐蝕性が前述以上であることを確認しなければならない。		表現の適正化			
3	2	3	2	4	5	(4)	受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量がJIS G 3525 (ワイヤロープ) で定めた300g/m ² 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。	3	2	3	2	4	5	(4)	受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量がJIS G 3525 (ワイヤロープ) で定めた300g/m ² 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。		表現の適正化			
3	2	3	2	5	1	5.亜鉛めっき地肌のままの材料	亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。	3	2	3	2	5	1	5.亜鉛めっき地肌のままの材料	亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。					
3	2	3	2	5	3	(2)	受注者は、めっき亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の550g/m ² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZ35) の350g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。	3	2	3	2	5	3	(2)	受注者は、めっき亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の550g/m ² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZ35) の350g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。		表現の適正化			
3	2	3	2	5	5	(4)	受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対して付着量が300g/m ² 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。	3	2	3	2	5	5	(4)	受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対して付着量が300g/m ² 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。		表現の適正化			
3	2	3	2	6	1	6.視線誘導標の形状及び性能	受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。	3	2	3	2	6	1	6.視線誘導標の形状及び性能	受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。					
3	2	3	2	6	11	(2)	支柱	3	2	3	2	6	11	(2)	支柱					
3	2	3	2	6	17	(4)	塗装仕上げする鋼管の場合	3	2	3	2	6	17	(4)	塗装仕上げする鋼管の場合					

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)										新条文 (R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
3	2	3	2	6	19	2)	受注者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)構造用<Z27>の275g/m ² (両面付着量)以上としなければならない。	3	2	3	2	6	19	2)	受注者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)構造用<Z27>の275g/m ² (両面付着量)以上としなければならない。	表現の適正化				
3	2	3	2	6	22	⑤	亜鉛めっき地肌のままの場合	3	2	3	2	6	22	⑤	亜鉛めっき地肌のままの場合					
3	2	3	2	6	23		受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g/m ² (片面の付着量)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	3	2	3	2	6	23		受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g/m ² (片面の付着量)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	表現の適正化				
3	2	3	4	0	1	2-3-4	矢板工	3	2	3	4	0	1	2-3-4	矢板工					
3	2	3	4	14	1	14.落錐による打込み	受注者は、落錐によりコンクリート矢板を打込む場合、落錐の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	3	2	3	4	14	1	14.落錐による打込み	受注者は、落錐によりコンクリート矢板を打込む場合、落錐の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	表現の適正化				
3	2	3	6	0	1	2-3-6	小型標識工	3	2	3	6	0	1	2-3-6	小型標識工					
3	2	3	6	1	1	1.一般事項	受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。	3	2	3	6	1	1	1.一般事項	受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	3	6	2	1	2.反射標識の取扱い	受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	3	2	3	6	2	1	2.反射標識の取扱い	受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	3	6	4	1	4.反射シート一般事項	受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行なわなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。	3	2	3	6	4	1	4.反射シート一般事項	受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行なわなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。					
3	2	3	6	4	2		なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び0.5m ² 以上の貼付けは行ってはならない。	3	2	3	6	4	2		なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び0.5m ² 以上の貼付けは行ってはならない。	表現の適正化				
3	2	3	6	12	1	12.錆止めの実施	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、磷酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	3	2	3	6	12	1	12.錆止めの実施	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	3	6	15	1	15.溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZ45)450g/m ² 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。	3	2	3	6	15	1	15.溶融亜鉛めっきの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZ45)450g/m ² 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。	表現の適正化				
3	2	3	6	18	1	18.ジンクリッチ塗装用塗料	ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/m ² 、または塗装厚は2回塗り、40～50μmとしなければならない。	3	2	3	6	18	1	18.ジンクリッチ塗装用塗料	ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/m ² 、または塗装厚は2回塗り、40～50μmとしなければならない。					
3	2	3	7	0	1	2-3-7	防止柵工	3	2	3	7	0	1	2-3-7	防止柵工					
3	2	3	7	3	1	3.亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g/m ² (片面付着量)以上となるよう施工しなければならない。	3	2	3	7	3	1	3.亜鉛めっき地肌の基準	塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g/m ² (片面付着量)以上となるよう施工しなければならない。	表現の適正化				
3	2	3	12	0	1	2-3-12	プレテンション桁製作工(購入工)	3	2	3	12	0	1	2-3-12	プレテンション桁製作工(購入工)	3				
3	2	3	12	2	1	2.適用規定	受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。	3	2	3	12	2	1	2.適用規定	受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。					
3	2	3	12	2	3	(2)	プレストレス時のコンクリート圧縮強度が30N/mm ² 以上であることを確認し、製作されたもの。	3	2	3	12	2	3	(2)	プレストレス時のコンクリート圧縮強度が30N/mm ² 以上であることを確認し、製作されたもの。	表現の適正化				

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)										新条文 (R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
3	2	3	13	0	1	2-3-13	ポストテンション桁製作工	3	2	3	13	0	1	2-3-13	ポストテンション桁製作工	3				
3	2	3	13	4	1	4.グラウトの施工	受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。	3	2	3	13	4	1	4.グラウトの施工	受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。					
3	2	3	13	4	2	(1)	受注者は、本条で使用使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。	3	2	3	13	4	2	(1)	受注者は、本条で使用使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。					
3	2	3	13	4	6	④	グラウトの材令28日における圧縮強度は、30.0N/mm ² 以上とするものとする。	3	2	3	13	4	6	④	グラウトの材令28日における圧縮強度は、30.0N/mm ² 以上とするものとする。	表現の適正化				
3	2	3	31	0	1	2-3-31	現場塗装工	3	2	3	31	0	1	2-3-31	現場塗装工					
3	2	3	31	8	1	8.付着塩分の水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いしなければならない。	3	2	3	31	8	1	8.付着塩分の水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いしなければならない。	表現の適正化				
3	2	3	31	16	1	16.検査		3	2	3	31	16	1	16.検査						
3	2	3	31	16	4	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎に25点(1点あたり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。	3	2	3	31	16	4	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎に25点(1点あたり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。	表現の適正化				
3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工	3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工					
3	2	4	4	0	1	2-4-4	既製杭工	3	2	4	4	0	1	2-4-4	既製杭工					
3	2	4	4	21	1	21.鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	4	21	1	21.鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。					
3	2	4	4	21	3	(2)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(またはこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。	3	2	4	4	21	3	(2)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(または同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材料編P534に準じた変更				
3	2	4	5	0	1	2-4-5	場所打杭工	3	2	4	5	0	1	2-4-5	場所打杭工					
3	2	4	5	9	1	9.鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500～700mmの間隔で設置するものとする。	3	2	4	5	9	1	9.鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取り付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500～700mmの間隔で設置するものとする。	コンクリート標準示方書との用語の統一(スベ-サ)				
3	2	4	6	0	1	2-4-6	深礎工	3	2	4	6	0	1	2-4-6	深礎工					
3	2	4	6	9	1	9.裏込材注入圧力	裏込材注入圧力は、低圧(0.1N/mm ² 程度)とするが、これにより難しい場合は、施工に先立って監督員の承諾を得なければならない。	3	2	4	6	9	1	9.裏込材注入圧力	裏込材注入圧力は、低圧(0.1N/mm ² 程度)とするが、これにより難しい場合は、施工に先立って監督員の承諾を得なければならない。	表現の適正化				
3	2	4	8	0	1	2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	3	2	4	8	0	1	2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工					
3	2	4	8	11	1	11.砂セントルの解体	受注者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が14N/mm ² 以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。	3	2	4	8	11	1	11.砂セントルの解体	受注者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が14N/mm ² 以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。	表現の適正化				
3	2	4	9	0	1	2-4-9	鋼管矢板基礎工	3	2	4	9	0	1	2-4-9	鋼管矢板基礎工					
3	2	4	9	11	1	11.鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	9	11	1	11.鋼管矢板の溶接	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。					

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)						新条文 (R3.10)						改定理由		
編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編集節条 (項目見出し)		新条文	
3	2	4	9	11	3	(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、その作業に該当する試験 (または同等以上の検定試験) に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験 (またはこれと同等以上の検定試験) に合格した者でなければならない。	3	2	4	9	11	3	(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801 (手溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験のうち、その作業に該当する試験 (または同等以上の検定試験) に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841 (半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準) に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験 (またはこれと同等以上の検定試験) に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。	道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材料編P534に準じた変更
3	2	6	0	0	1	第6節 一般舗装工	3	2	6	0	0	1	第6節 一般舗装工	
3	2	6	3	0	1	2-6-3 アスファルト舗装の材料	3	2	6	3	0	1	2-6-3 アスファルト舗装の材料	
3	2	6	3	6	1	6.小規模工事の試験成績書 受注者は、小規模工事 (施工面積1,000m ² 未満) においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができる。	3	2	6	3	6	1	6.小規模工事の試験成績書 受注者は、小規模工事 (施工面積1,000m ² 未満) においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができる。	表現の適正化
3	2	6	3	7	1	7.小規模工事の骨材試験 受注者は、小規模工事 (施工面積1,000m ² 未満) においては、これまでの実績 (過去1年以内にプラントから生産され使用した) または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。	3	2	6	3	7	1	7.小規模工事の骨材試験 受注者は、小規模工事 (施工面積1,000m ² 未満) においては、これまでの実績 (過去1年以内にプラントから生産され使用した) または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。	表現の適正化
3	2	6	3	20	1	20.適用規定 (加熱アスファルト) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	3	20	1	20.適用規定 (加熱アスファルト) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	3	20	2	(1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-23、2-24規格に適合するものとする。	3	2	6	3	20	2	(1) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-23、表2-24規格に適合するものとする。	表現の適正化
3	2	6	3	21	1	21.マーシャル安定度試験 表2-23、2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	3	21	1	21.マーシャル安定度試験 表2-23、表2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	表現の適正化
3	2	6	7	0	1	2-6-7 アスファルト舗装工	3	2	6	7	0	1	2-6-7 アスファルト舗装工	
3	2	6	7	1	1	1.下層路盤の規定 受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	7	1	1	1.下層路盤の規定 受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	7	1	2	(1) 受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	7	1	2	(1) 受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	表現の適正化
3	2	6	7	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	7	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	7	3	11	(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	7	3	11	(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	表現の適正化
3	2	6	7	3	15	(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。	3	2	6	7	3	15	(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。	表現の適正化
3	2	6	7	3	18	(15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	3	2	6	7	3	18	(15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	表現の適正化
3	2	6	7	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。	3	2	6	7	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。	
3	2	6	7	4	5	(3) 受注者は、小規模工事 (施工面積1,000m ² 未満) においては、これまでの実績 (過去1年以内にプラントから生産され使用した) または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。	3	2	6	7	4	5	(3) 受注者は、小規模工事 (施工面積1,000m ² 未満) においては、これまでの実績 (過去1年以内にプラントから生産され使用した) または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。	表現の適正化

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)										新条文 (R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
3	2	6	7	4	7	(5)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	3	2	6	7	4	7	(5)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時(出荷時)の温度について監督員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。	アスファルトプラントからの配合計画書には排出温度の記載が無く、出荷温度が記載されていることがほとんどである。排出温度は出荷温度と同じとして運用している実態である。 (H22.17アスファルト舗装工事共通仕様書 P118,119)				
3	2	6	7	5	1	5.基層及び表層の規定	受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	7	5	1	5.基層及び表層の規定	受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。					
3	2	6	7	5	4	(2)	受注者は、小規模工事(施工面積 1,000m ² 未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。	3	2	6	7	5	4	(2)	受注者は、小規模工事(施工面積 1,000m ² 未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。	表現の適正化				
3	2	6	7	5	6	(4)	受注者は、小規模工事(施工面積 1,000m ² 未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。	3	2	6	7	5	6	(4)	受注者は、小規模工事(施工面積 1,000m ² 未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。	表現の適正化				
3	2	6	7	5	12	(8)	受注者は、小規模工事(施工面積 1,000m ² 未満)においては、実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。	3	2	6	7	5	12	(8)	受注者は、小規模工事(施工面積 1,000m ² 未満)においては、実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。	表現の適正化				
3	2	6	11	0	1	2-6-11	グースアスファルト舗装工	3	2	6	11	0	1	2-6-11	グースアスファルト舗装工					
3	2	6	11	6	1	6.接着剤の塗布	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	6	1	6.接着剤の塗布	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。					
3	2	6	11	6	7	(3)	受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.40/m ² の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.20/m ² の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布するものとする。	3	2	6	11	6	7	(3)	受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.40/m ² の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.20/m ² の割合で一層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。	表現の適正化				
3	2	6	11	6	8	(4)	受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、2層目の施工後12時間以上養生しなければならない。	3	2	6	11	6	8	(4)	受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、二層目の施工後12時間以上養生しなければならない。	表現の適正化				
3	2	6	11	9	1	9.設計アスファルト量の決定	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。	3	2	6	11	9	1	9.設計アスファルト量の決定	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。					
3	2	6	11	9	4	(2)	グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差があるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	3	2	6	11	9	4	(2)	グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の質量などにより現場での施工法に差があるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。	表現の適正化				
3	2	6	11	11	1	11.混合物の製造	混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	11	1	11.混合物の製造	混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。					
3	2	6	11	11	4	(2)	ミキサ排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。	3	2	6	11	11	4	(2)	ミキサ排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。	JIS名称変更(ミキサ)				
3	2	6	11	13	1	13.目地工の施工	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	13	1	13.目地工の施工	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。					
3	2	6	11	13	11	(9)	プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.30/m ² 、構造物側面に対しては0.20/m ² 、成型目地材面に対しては0.30/m ² とする。	3	2	6	11	13	11	(9)	プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.30/m ² 、構造物側面に対しては0.20/m ² 、成型目地材面に対しては0.30/m ² とする。	表現の適正化				
3	2	6	12	0	1	2-6-12	コンクリート舗装工	3	2	6	12	0	1	2-6-12	コンクリート舗装工					
3	2	6	12	1	1	1.下層路盤の規定	受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	1	1	1.下層路盤の規定	受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。					

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)										新条文 (R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
3	2	6	12	1	2	(1)	受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さが20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	12	1	2	(1)	受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、 一 層の仕上がり厚さが20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	表現の適正化				
3	2	6	12	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	3	1	3.セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。					
3	2	6	12	3	12	(8)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	12	3	12	(8)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の 一 層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	表現の適正化				
3	2	6	12	3	16	(12)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。	3	2	6	12	3	16	(12)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、 一 層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。	表現の適正化				
3	2	6	12	3	19	(15)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	3	2	6	12	3	19	(15)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を 二 層以上に施工する場合の縦継目の位置を 一 層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	表現の適正化				
3	2	6	12	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	4	1	4.加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。					
3	2	6	12	4	5	(3)	受注者は、小規模工事(施工面積1,000m ² 未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。	3	2	6	12	4	5	(3)	受注者は、小規模工事(施工面積1,000m ² 未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。	表現の適正化				
3	2	6	12	4	10	(8)	受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	3	2	6	12	4	10	(8)	受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサ + での混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	JIS名称変更(ミキサ)				
3	2	6	12	4	18	(16)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	3	2	6	12	4	18	(16)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、 一 層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	表現の適正化				
3	2	6	12	8	1	8.コンクリート舗装の規定	受注者は、コンクリート舗装の練りまぜ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	8	1	8.コンクリート舗装の規定	受注者は、コンクリート舗装の練りまぜ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。					
3	2	6	12	8	2	(1)	受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強制練りミキサまたは可傾式ミキサを使用しなければならない。	3	2	6	12	8	2	(1)	受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強制練りミキサ + または可傾式ミキサ + を使用しなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)				
3	2	6	12	13	1	13.転圧コンクリート舗装の規定	受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。	3	2	6	12	13	1	13.転圧コンクリート舗装の規定	受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。					
3	2	6	12	13	10	(7)	受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りまぜ用ミキサとして、2軸バグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。	3	2	6	12	13	10	(7)	受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りまぜ用ミキサ + として、2軸バグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサ + を使用しなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)				
3	2	6	18	0	1	2-6-18	アスファルト舗装補修工	3	2	6	18	0	1	2-6-18	アスファルト舗装補修工					
3	2	6	18	12	1	12.クラック処理の施工	受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中の ゴミ 、泥などを圧縮空気 で 吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。	3	2	6	18	12	1	12.クラック処理の施工	受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中の ごみ 、泥などを圧縮空気 で 吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。	表現の適正化				
3	2	6	19	0	1	2-6-19	コンクリート舗装補修工	3	2	6	19	0	1	2-6-19	コンクリート舗装補修工					

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)										新条文 (R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
3	2	6	19	12	1	12.クラック防止シート張りを行う場合の注意	受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひび割れ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。	3	2	6	19	12	1	12.クラック防止シート張りを行う場合の注意	受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひび割れ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。					
3	2	6	19	12	2		なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8ℓ/㎡程度を塗布のうえ張付けなければならない。	3	2	6	19	12	2		なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8ℓ/㎡程度を塗布のうえ張付けなければならない。	表現の適正化				
3	2	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工	3	2	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工					
3	2	9	3	0	1	2-9-3	構造物取壊し工	3	2	9	3	0	1	2-9-3	構造物取壊し工					
3	2	9	3	6	1	6.根固めブロック撤去	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 ゴミ を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	3	2	9	3	6	1	6.根固めブロック撤去	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、 ごみ を現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	表現の適正化				
3	2	9	9	0	1	2-9-9	かご撤去工	3	2	9	9	0	1	2-9-9	かご撤去工					
3	2	9	9	1	1	1.供用中の施設への影響防止	受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 ゴミ を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。	3	2	9	9	1	1	1.供用中の施設への影響防止	受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、 ごみ を現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。	表現の適正化				
3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工	3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工					
3	2	10	15	0	1	2-10-15	コンクリート製造設備工	3	2	10	15	0	1	2-10-15	コンクリート製造設備工					
3	2	10	15	2	1	2.コンクリートの練りませ	受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチミキサーを用いなければならない。	3	2	10	15	2	1	2.コンクリートの練りませ	受注者は、コンクリートの練りませにおいてはバッチミキサーを用いなければならない。	JIS名称変更(ミキサー)				
3	2	10	16	0	1	2-10-16	トンネル仮設備工	3	2	10	16	0	1	2-10-16	トンネル仮設備工					
3	2	10	16	10	1	10.換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは 3mg/m³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、 3mg/m³ を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、 3mg/m³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	3	2	10	16	10	1	10.換気等の効果確認	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは 2mg/m³ 以下とし、掘削断面積が小さいため、 2mg/m³ を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、 2mg/m³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				
3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工(共通)	3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工(共通)					
3	2	12	2	0	1	2-12-2	材料	3	2	12	2	0	1	2-12-2	材料					
3	2	12	2	7	1	7.工場塗装工の材料	工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。	3	2	12	2	7	1	7.工場塗装工の材料	工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。					
3	2	12	2	7	7	(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。	3	2	12	2	7	7	(5)	受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。 工期延期等やむを得ない理由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	鋼道橋防食便覧H26.3に基づき有効期限を超えた際の扱いについての追記				
3	2	12	7	0	1	2-12-7	橋梁用防護柵製作工	3	2	12	7	0	1	2-12-7	橋梁用防護柵製作工					
3	2	12	7	1	1	1.製作加工		3	2	12	7	1	1	1.製作加工						
3	2	12	7	1	2	(1)	亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合	3	2	12	7	1	2	(1)	亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合					
3	2	12	7	1	4	(2)	受注者は、めっき付着量を両面で275g/㎡以上としなければならない。その場合受注者は、亜鉛の付着量が前述以上であることを確認しなければならない。	3	2	12	7	1	4	(2)	受注者は、めっき付着量を両面で275g/㎡以上としなければならない。その場合受注者は、亜鉛の付着量が前述以上であることを確認しなければならない。	表現の適正化				
3	2	12	7	1	6	(2)	亜鉛めっき地肌のままの場合	3	2	12	7	1	6	(2)	亜鉛めっき地肌のままの場合					

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.10)								新条文(R3.10)								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	
3	2	12	7	1	8		②受注者は、めっき亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)の550g/m ² (片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく2種(HDZ35)の350g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。	3	2	12	7	1	8		②受注者は、めっき亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)の550g/m ² (片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく2種(HDZ35)の350g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。	表現の適正化
3	2	12	11	0	1	2-12-11	工場塗装工	3	2	12	11	0	1	2-12-11	工場塗装工	
3	2	12	11	12	1	12.検査		3	2	12	11	12	1	12.検査		
3	2	12	11	12	4	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎25点(1点あたり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。	3	2	12	11	12	4	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎25点(1点あたり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。	表現の適正化
3	2	14	0	0	1	第14節	法面工(共通)	3	2	14	0	0	1	第14節	法面工(共通)	
3	2	14	2	0	1	2-14-2	植生工	3	2	14	2	0	1	2-14-2	植生工	
3	2	14	2	8	1	8.芝串	受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝1m ² あたり20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	3	2	14	2	8	1	8.芝串	受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝1m ² あたり20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	表現の適正化
3	2	14	3	0	1	2-14-3	吹付工	3	2	14	3	0	1	2-14-3	吹付工	
3	2	14	3	9	1	9.層間はく離の防止	受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	3	2	14	3	9	1	9.層間はく離の防止	受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	表現の適正化
3	2	14	4	0	1	2-14-4	法枠工	3	2	14	4	0	1	2-14-4	法枠工	
3	2	14	4	18	1	18.層間はく離の防止	受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	3	2	14	4	18	1	18.層間はく離の防止	受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	表現の適正化
3	2	14	5	0	1	2-14-5	法面施肥工	3	2	14	5	0	1	2-14-5	法面施肥工	
3	2	14	5	3	1	3.支障物の撤去	受注者は、施肥の施工に支障となるゴミ等を撤去した後、施工しなければならない。	3	2	14	5	3	1	3.支障物の撤去	受注者は、施肥の施工に支障となるゴミ等を撤去した後、施工しなければならない。	表現の適正化
3	2	15	0	0	1	第15節	擁壁工(共通)	3	2	15	0	0	1	第15節	擁壁工(共通)	
3	2	15	3	0	1	2-15-3	補強土壁工	3	2	15	3	0	1	2-15-3	補強土壁工	
3	2	15	3	3	1	3.伐開除根	受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。	3	2	15	3	3	1	3.伐開除根	受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。	表現の適正化
3	2	17	0	0	1	第17節	植栽維持工	3	2	17	0	0	1	第17節	植栽維持工	
3	2	17	2	0	1	2-17-2	材料	3	2	17	2	0	1	2-17-2	材料	
3	2	17	2	0	1	1.一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。	3	2	17	2	0	1	1.一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。	
3	2	17	2	0	2		なお、薬剤については農薬取締法(平成30年6月改正 法律第53号)に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	0	2		なお、薬剤については農薬取締法(令和元年12月改正 法律第62号)に基づくものでなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更
3	2	17	3	0	1	2-17-3	樹木・芝生管理工	3	2	17	3	0	1	2-17-3	樹木・芝生管理工	
3	2	17	3	2	1	2.剪定の施工	受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行わなければならない。なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。	3	2	17	3	2	1	2.剪定の施工	受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について(厚生労働省令和2年1月)によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行わなければならない。なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。	「基発0131第1号 令和2年1月31日」付の改訂に伴う変更

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)						新条文 (R3.10)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文		
3	2	17	3	4	1	4.剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工	3	2	17	3	4	1	4.剪定、芝刈、雑草抜き取り(伐根)等の施工	受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り(伐根)、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り(伐根)、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の追加
3	2	17	3	19	1	19.施肥の施工前作業	3	2	17	3	19	1	19.施肥の施工前作業	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去および除草を行わなければならない。	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去および除草を行わなければならない。	表現の適正化
3	2	18	0	0	1	第18節	3	2	18	0	0	1	第18節	床版工	床版工	
3	2	18	2	0	1	2-18-2	3	2	18	2	0	1	2-18-2	床版工	床版工	
3	2	18	2	1	1	1.鉄筋コンクリート床版	3	2	18	2	1	1	1.鉄筋コンクリート床版	鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。	鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。	
3	2	18	2	1	5	(4)	3	2	18	2	1	5	(4)	受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。	受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。	コンクリート標準示方書との用語の統一(スペーサー)
3	2	18	2	1	6		3	2	18	2	1	6		なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スペーサーは、1m ² あたり4個を配置の目安とし、組立およびコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しなければならない。スペーサーは、1m ² あたり4個を配置の目安とし、組立およびコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	コンクリート標準示方書との用語の統一(スペーサー) 表現の適正化
4	0	0	0	0	1	第4編	4	0	0	0	0	1	第4編	港湾編	港湾編	
5	0	0	0	0	1	第5編	5	0	0	0	0	1	第5編	港湾海岸編	港湾海岸編	
6	0	0	0	0	1	第6編	6	0	0	0	0	1	第6編	河川編	河川編	
6	1	0	0	0	1	第1章	6	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸	築堤・護岸	
6	1	7	0	0	1	第7節	6	1	7	0	0	1	第7節	法覆護岸工	法覆護岸工	
6	1	7	2	0	1	1-7-2	6	1	7	2	0	1	1-7-2	材 料	材 料	
6	1	7	2	1	1	1.遮水シート	6	1	7	2	1	1	1.遮水シート	遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの(1)または(2)のいずれかの仕様による。	遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの(1)または(2)のいずれかの仕様による。	
6	1	7	2	1	20	(3)	6	1	7	2	1	20	(3)	品質管理	品質管理	
6	1	7	2	1	22	②	6	1	7	2	1	22	②	受注者は、止水材および被覆材の各々の製品に対しては、以下の要件を整えた品質を証明する資料を監督員に提出するものとする。	受注者は、止水材および被覆材の各々の製品に対しては、以下の要件を整えた品質を証明する資料を監督員に提出するものとする。	
6	1	7	2	1	27	5)	6	1	7	2	1	27	5)	「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000m ² に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。	「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000m ² に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。	表現の適正化
6	1	12	0	0	1	第12節	6	1	12	0	0	1	第12節	付帯道路施設工	付帯道路施設工	
6	1	12	2	0	1	1-12-2	6	1	12	2	0	1	1-12-2	境界工	境界工	
6	1	12	2	3	1	3.設置位置	6	1	12	2	3	1	3.設置位置	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、側面の文字「国」または「大分県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	境界杭(鉄)の設置実態に合わせた規定の変更
6	1	13	0	0	1	第13節	6	1	13	0	0	1	第13節	光ケーブル配管工	光ケーブル配管工	
6	1	13	3	0	1	1-13-3	6	1	13	3	0	1	1-13-3	配管工	配管工	
6	1	13	3	2	1	2.単管の配管	6	1	13	3	2	1	2.単管の配管	受注者は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	受注者は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	コンクリート標準示方書との用語の統一(スペーサー)
6	3	0	0	0	1	第3章	6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	樋門・樋管	

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.10)										新条文(R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文					
6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
6	3	2	0	5	6		国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和元年7月)	6	3	2	0	5	6		国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和2年3月)	諸基準類の改定に伴う変更				
6	3	2	0	6	7		国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成29年4月)	6	3	2	0	6	7		国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (令和元年10月)	諸基準類の改定に伴う変更				
6	3	8	0	0	1	第8節	付属物設置工	6	3	8	0	0	1	第8節	付属物設置工					
6	3	8	4	0	1	3-8-4	境界工	6	3	8	4	0	1	3-8-4	境界工					
6	3	8	4	3	1	3.杭(鉋)の設置	受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	6	3	8	4	3	1	3.杭(鉋)の設置	受注者は、杭(鉋)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、側面の文字「国」または「大分県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	境界杭(鉋)の設置実態に合わせた規定の変更				
6	4	0	0	0	1	第4章	水 門	6	4	0	0	0	1	第4章	水 門					
6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
6	4	2	0	0	10		国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成29年3月)	6	4	2	0	0	10		国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (令和元年10月)	諸基準類の改定に伴う変更				
6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工	6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工					
6	4	18	10	0	1	4-18-10	コンクリート舗装工	6	4	18	10	0	1	4-18-10	コンクリート舗装工					
6	4	18	10	4	1	4.初期養生	初期養生においては、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m ² 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うものとする。	6	4	18	10	4	1	4.初期養生	初期養生においては、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m ² 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うものとする。	表現の適正化				
6	5	0	0	0	1	第5章	堰	6	5	0	0	0	1	第5章	堰					
6	5	1	0	0	1	第1節	適用	6	5	1	0	0	1	第1節	適用					
6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書(案) (国土交通省、令和元年7月)の規定による。	6	5	1	0	5	1	5.適用規定(3)	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書(案) (国土交通省、令和2年3月)の規定による。	諸基準類の改定に伴う変更				
6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
6	5	2	0	0	10		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)	6	5	2	0	0	10		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定に伴う変更				
6	6	0	0	0	1	第6章	排水機場	6	6	0	0	0	1	第6章	排水機場					
6	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
6	6	2	0	0	6		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説 (平成27年2月)	6	6	2	0	0	6		河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説 (令和2年1月)	諸基準類の改定に伴う変更				
6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持					
6	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工	6	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工					
6	8	5	2	0	1	8-5-2	芝養生工	6	8	5	2	0	1	8-5-2	芝養生工					
6	8	5	2	1	1	1.草等の処理	受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。	6	8	5	2	1	1	1.草等の処理	受注者は、抜き取り(抜根)した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。	施工実態を踏まえた規定の追加				
6	8	5	2	3	1	3.雑草	受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。	6	8	5	2	3	1	3.雑草の抜き取り(抜根)	受注者は、人力により雑草の抜き取り(抜根)を施工しなければならない。	施工実態を踏まえた規定の追加				
6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工					
6	8	6	4	0	1	8-6-4	ボーリンググラウト工	6	8	6	4	0	1	8-6-4	ボーリンググラウト工					
6	8	6	4	13	1	13.一時中断の処置	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	6	8	6	4	13	1	13.一時中断の処置	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	表現の適正化				
6	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕	6	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕					
6	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)						新条文 (R3.10)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条		項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文
8	1	11	4	3	1	3.杭(鉄)の設置	受注者は、杭(鉄)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線と一致させ、文字「県」が内側になるようにしなければならない。	8	1	11	4	3	1	3.杭(鉄)の設置	受注者は、杭(鉄)の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用地境界線と一致させ、側面の文字「県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	境界杭(鉄)の設置実態に合わせた規定の変更
9	0	0	0	0	1	第9編	ダム編	9	0	0	0	0	1	第9編	ダム編	
9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	
9	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工	9	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工	
9	1	4	6	0	1	1-4-6	練りまぜ	9	1	4	6	0	1	1-4-6	練りまぜ	
9	1	4	6	2	1	2.ミキサの練りまぜ性能試験	受注者は、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部:練混ぜ性能試験方法)によりミキサの練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	9	1	4	6	2	1	2.ミキサの練りまぜ性能試験	受注者は、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部:練混ぜ性能試験方法)によりミキサの練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)
9	1	4	6	3	1	3.使用機器	受注者は、コンクリートの練りまぜにあたっては、パッチミキサを用いなければならない。	9	1	4	6	3	1	3.使用機器	受注者は、コンクリートの練りまぜにあたっては、パッチミキサを用いなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)
9	1	4	6	4	1	4.材料分離	ミキサは、練り上がりコンクリートを排出する時に、材料の分離を起こさないものとする。	9	1	4	6	4	1	4.材料分離	ミキサは、練り上がりコンクリートを排出する時に、材料の分離を起こさないものとする。	JIS名称変更(ミキサ)
9	1	4	6	5	1	5.1練りの量及び練りまぜ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りまぜ時間を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部:練混ぜ性能試験方法)により試験を行ったうえで決定しなければならない。	9	1	4	6	5	1	5.1練りの量及び練りまぜ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りまぜ時間を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部:練混ぜ性能試験方法)により試験を行ったうえで決定しなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)
9	1	4	6	5	2	(1)	(1) 可傾式ミキサの練りまぜ時間は、ミキサ内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表1-1を標準とする。	9	1	4	6	5	2	(1)	(1) 可傾式ミキサの練りまぜ時間は、ミキサ内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表1-1を標準とする。	JIS名称変更(ミキサ)
9	1	4	6	5	3		表1-1 ミキサの標準最小練りまぜ時間	9	1	4	6	5	3		表1-1 ミキサの標準最小練りまぜ時間	JIS名称変更(ミキサ)
9	1	4	6	5	4	(2)	受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部:練混ぜ性能試験方法)により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	9	1	4	6	5	4	(2)	受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部:練混ぜ性能試験方法)により練りまぜ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)
9	1	4	6	7	1	7.排出	受注者は、ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	9	1	4	6	7	1	7.排出	受注者は、ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	JIS名称変更(ミキサ)
9	1	4	6	8	1	8.付着物の除去	受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。	9	1	4	6	8	1	8.付着物の除去	受注者は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。	JIS名称変更(ミキサ)
9	1	4	9	0	1	1-4-9	コンクリートの打込み	9	1	4	9	0	1	1-4-9	コンクリートの打込み	
9	1	4	9	7	1	7.打込み厚さ	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cmになるように打込まなければならない。	9	1	4	9	7	1	7.打込み厚さ	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cmになるように打込まなければならない。	表現の適正化
10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	
10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	
10	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	1	2	0	0	4		国土交通省 道路土工構造物技術基準 (平成27年3月)	10	1	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工構造物技術基準 同解説 (平成29年3月)	諸基準類の改定に伴う変更
								10	1	2	0	0	22		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説 (平成29年11月)	諸基準類の追加

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)										新条文 (R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
								10	1	2	0	0	23		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加				
10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	10	2	0	0	0	1	第2章	舗装					
10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
10	2	2	0	0	14		国土交通省 道路標識設置基準 (令和元年10月)	10	2	2	0	0	14		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年6月)	諸基準類の改定に伴う変更				
								10	2	2	0	0	24		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説 (平成29年11月)	諸基準類の追加				
								10	2	2	0	0	25		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加				
10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工	10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工					
10	2	4	10	0	1	2-4-10	コンクリート舗装工	10	2	4	10	0	1	2-4-10	コンクリート舗装工					
10	2	4	10	4	1	4.初期養生	初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m ² 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	10	2	4	10	4	1	4.初期養生	初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m ² 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	表現の適正化				
10	2	9	0	0	1	第9節	標識工	10	2	9	0	0	1	第9節	標識工					
10	2	9	1	0	1	2-9-1	一般事項	10	2	9	1	0	1	2-9-1	一般事項					
10	2	9	1	3	1	3.適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3	1	3.適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計、施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				
10	2	9	2	0	1	2-9-2	材料	10	2	9	2	0	1	2-9-2	材料					
10	2	9	2	5	1	5.下地処理	受注者は、標示板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	10	2	9	2	5	1	5.下地処理	受注者は、標示板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	誤記修正				
10	2	9	2	6	1	6.文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	2	6	1	6.文字・記号等	受注者は、標示板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				
10	2	11	0	0	1	第11節	道路植栽工	10	2	11	0	0	1	第11節	道路植栽工					
10	2	11	3	0	1	2-11-3	道路植栽工	10	2	11	3	0	1	2-11-3	道路植栽工					
10	2	11	3	10	1	10.添木の設置	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きシユロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。	10	2	11	3	10	1	10.添木の設置	受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。	表現の適正化				
10	2	11	3	16	1	16.除草	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。	10	2	11	3	16	1	16.除草	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。	表現の適正化				
10	2	12	0	0	1	第12節	道路付属施設工	10	2	12	0	0	1	第12節	道路付属施設工					
10	2	12	3	0	1	2-12-3	境界工	10	2	12	3	0	1	2-12-3	境界工					
10	2	12	3	1	1	1.一般事項	受注者は、境界杭及び境界線の施工にあたっては、原則として、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」または「大分県」が内側(官地側)になるように施工しなければならない。	10	2	12	3	1	1	1.一般事項	受注者は、境界杭及び境界線の施工にあたっては、原則として、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を境界線と一致させ、側面の文字「国」または「大分県」が内側(官地側)になるようにしなければならない。	境界杭(鉾)の設置実態に合わせた規定の変更				
10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部					
10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
10	3	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)	10	3	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定に伴う変更				

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.10)											新条文(R3.10)											改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由						
10	3	2	0	0	11		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)	10	3	2	0	0	11		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定に伴う変更						
10	3	2	0	0	12		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)	10	3	2	0	0	12		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定に伴う変更						
								10	3	2	0	0	19		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説一 (平成29年11月)	諸基準類の追加						
								10	3	2	0	0	20		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加						
10	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	10	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工							
10	3	8	9	0	1	3-8-9	橋脚フーチング工	10	3	8	9	0	1	3-8-9	橋脚フーチング工							
10	3	8	9	4	1	4.適用規定	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。 また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	10	3	8	9	4	1	4.適用規定	受注者は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、令和2年9月)による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。 また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。	諸基準類の改定に伴う変更						
10	3	8	11	0	1	3-8-11	現場継手工	10	3	8	11	0	1	3-8-11	現場継手工							
10	3	8	11	2	1	2.適用規定(2)	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、平成27年3月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	3	8	11	2	1	2.適用規定(2)	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋・鋼部材編)第20章施工」(日本道路協会、平成29年11月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第3章架設」(日本道路協会、令和2年9月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う変更						
10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部							
10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準							
10	4	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)	10	4	2	0	0	7		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定に伴う変更						
								10	4	2	0	0	16		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説一 (平成29年11月)	諸基準類の追加						
								10	4	2	0	0	17		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加						
10	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工	10	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工							
10	4	3	1	0	1	4-3-1	一般事項	10	4	3	1	0	1	4-3-1	一般事項							
10	4	3	1	2	1	2.施工計画書	受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。	10	4	3	1	2	1	2.施工計画書	受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。							
10	4	3	1	2	2		なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	10	4	3	1	2	2		なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部の記載を省略することができるものとする。	解釈の追記						
10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部	10	5	0	0	0	1	第5章								
10	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	5	2	0	0	1	第2節								
10	5	2	0	0	9		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)	10	5	2	0	0	9		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定に伴う変更						
10	5	2	0	0	10		日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)	10	5	2	0	0	10		日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定に伴う変更						
								10	5	2	0	0	15		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説一 (平成29年11月)	諸基準類の追加						
								10	5	2	0	0	16		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加						
10	5	6	0	0	1	第6節	プレビーム桁橋工	10	5	6	0	0	1	第6節	プレビーム桁橋工							

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)										新条文 (R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
10	5	6	1	0	1	5-6-1	一般事項	10	5	6	1	0	1	5-6-1	一般事項					
10	5	6	1	1	1	1.適用工種	本節は、プレビーム桁橋工としてプレビーム桁製作工(現場)、支保工、架設工(クレーン架設)、架設工(架設桁架設)、床版・横組工、局部(部分)プレストレス工、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	10	5	6	1	1	1	1.適用工種	本節は、プレビーム桁橋工としてプレビーム桁製作工(現場)、支保工、架設工(クレーン架設)、架設工(架設桁架設)、床版・横組工、局部(部分)プレストレス工、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	表現の適正化				
10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル(NATM)	10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル(NATM)					
10	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
10	6	2	0	0	18		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成29年6月)	10	6	2	0	0	18		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (令和2年7月)					
								10	6	2	0	0	20		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説一 (平成29年11月)	諸基準類の追加				
								10	6	2	0	0	21		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加				
10	6	4	0	0	1	第4節	支保工	10	6	4	0	0	1	第4節	支保工					
10	6	4	6	0	1	6-4-6	金網工	10	6	4	6	0	1	6-4-6	金網工					
10	6	4	6	0	2		受注者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第1層の施工後に、吹付けコンクリートに定着するように配置し、吹付け作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。	10	6	4	6	0	2		受注者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第一層の施工後に、吹付けコンクリートに定着するように配置し、吹付け作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。	表現の適正化				
10	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド	10	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド	10				
10	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
10	7	2	0	0	13		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)	10	7	2	0	0	13		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定に伴う変更				
10	7	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)	10	7	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定に伴う変更				
10	7	2	0	0	15		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)	10	7	2	0	0	15		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定に伴う変更				
								10	7	2	0	0	22		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説一 (平成29年11月)	諸基準類の追加				
								10	7	2	0	0	23		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加				
10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド	10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド					
10	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
10	8	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (平成27年3月)	10	8	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定に伴う変更				
10	8	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成27年3月)	10	8	2	0	0	14		日本道路協会 杭基礎施工便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定に伴う変更				
10	8	2	0	0	15		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)	10	8	2	0	0	15		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定に伴う変更				
								10	8	2	0	0	24		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説一 (平成29年11月)	諸基準類の追加				
								10	8	2	0	0	25		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加				
10	9	0	0	0	1	第9章	地下横断歩道	10	9	0	0	0	1	第9章	地下横断歩道					
10	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
10	9	2	0	0	4		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成27年3月)	10	9	2	0	0	4		日本道路協会 杭基礎設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定に伴う変更				
								10	9	2	0	0	6		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説一 (平成29年11月)	諸基準類の追加				

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.10)							新条文(R3.10)							改定理由		
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下		編集節条 (項目見出し)	新条文
								10	9	2	0	0	7		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加
10	10	0	0	0	1	第10章	地下駐車場	10	10	0	0	0	1	第10章	地下駐車場	
10	10	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	10	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
								10	10	2	0	0	6		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説 (平成29年11月)	諸基準類の追加
								10	10	2	0	0	7		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加
10	11	0	0	0	1	第11章	共同溝	10	11	0	0	0	1	第11章	共同溝	
10	11	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	11	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	11	2	0	0	5		道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) (平成6年3月)									発行元不存在のため削除
10	11	2	0	0	6		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月)	10	11	2	0	0	5		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成28年8月)	
								10	11	2	0	0	6		日本みち研究所 改訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説 (平成29年11月)	諸基準類の追加
								10	11	2	0	0	7		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加
10	11	7	0	0	1	第7節	プレキャスト構築工	10	11	7	0	0	1	第7節	プレキャスト構築工	
10	11	7	2	0	1	11-7-2	プレキャスト躯体工	10	11	7	2	0	1	11-7-2	プレキャスト躯体工	
10	11	7	2	0	2		プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)によるものとする。	10	11	7	2	0	2		プレキャスト躯体工については、「プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)」によるものとする。	表現の適正化
10	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝	10	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝	
10	12	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	12	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	12	2	0	0	4		道路保全技術センター 電線共同溝(平成7年11月)									発行元不存在のため削除
								10	12	2	0	0	4		日本みち研究所 改訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説 (平成29年11月)	諸基準類の追加
								10	12	2	0	0	5		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加
10	12	5	0	0	1	第5節	電線共同溝工	10	12	5	0	0	1	第5節	電線共同溝工	
10	12	5	2	0	1	12-5-2	管路工(管路部)	10	12	5	2	0	1	12-5-2	管路工(管路部)	
10	12	5	2	2	1	2.単管を用いる場合の施工	受注者は、単管を用いる場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	10	12	5	2	2	1	2.単管を用いる場合の施工	受注者は、単管を用いる場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	コンクリート標準示方書との用語の統一(スペーサー)
10	13	0	0	0	1	第13章	情報ボックス工	10	13	0	0	0	1	第13章	情報ボックス工	
10	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	13	2	0	0	4		道路保全技術センター 電線共同溝(平成7年11月)									発行元不存在のため削除
								10	13	2	0	0	4		日本みち研究所 改訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説 (平成29年11月)	諸基準類の追加
								10	13	2	0	0	5		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加
10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文 (R2.10)										新条文 (R3.10)										改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編集節条 (項目見出し)	新条文	改定理由				
10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
10	14	2	0	0	8		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編) (平成27年6月)	10	14	2	0	0	8		日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(本体工編) (令和2年8月)	諸基準類の改定に伴う変更				
								10	14	2	0	0	15		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)	諸基準類の追加				
								10	14	2	0	0	16		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加				
10	14	7	0	0	1	第7節	標識工	10	14	7	0	0	1	第7節	標識工					
10	14	7	2	0	1	14-7-2	材 料	10	14	7	2	0	1	14-7-2	材 料					
10	14	7	2	5	1	5.標識板の下地処理	受注者は、標識板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	10	14	7	2	5	1	5.標識板の下地処理	受注者は、標識板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	誤植修正				
10	14	7	2	6	1	6.標識板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準」(国土交通省、令和元年10月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	14	7	2	6	1	6.標識板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、令和2年6月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定に伴う変更				
10	14	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工	10	14	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工					
10	14	14	3	0	1	14-14-3	床版補強工(鋼板接着工法)	10	14	14	3	0	1	14-14-3	床版補強工(鋼板接着工法)					
10	14	14	3	5	1	5.油脂等の除去	受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。	10	14	14	3	5	1	5.油脂等の除去	受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。	表現の適正化				
10	14	14	4	0	1	14-14-4	床版補強工(鋼板接着工法)	10	14	14	4	0	1	14-14-4	床版補強工(鋼板接着工法)					
10	14	14	4	6	1	6.スパーサーの打込み	受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスパーサーを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。	10	14	14	4	6	1	6.スパーサーの打込み	受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスパーサーを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。	コンクリート標準示方書との用語の統一(スパーサー)				
10	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工	10	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工					
10	14	17	3	0	1	14-17-3	橋梁塗装工	10	14	17	3	0	1	14-17-3	橋梁塗装工					
10	14	17	3	1	1	1.塩分の付着水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いする。	10	14	17	3	1	1	1.塩分の付着水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いする。	表現の適正化				
10	15	0	0	0	1	第15章	雪 寒	10	15	0	0	0	1	第15章	雪 寒					
10	15	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	15	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
								10	15	2	0	0	11		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)	諸基準類の追加				
								10	15	2	0	0	12		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加				
10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕					
10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
								10	15	2	0	0	12		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー-道路デザイン指針(案)とその解説- (平成29年11月)	諸基準類の追加				
								10	15	2	0	0	13		日本みち研究所 景観に配慮した道路付属物等ガイドライン (平成29年11月)	諸基準類の追加				

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.10)

新条文(R3.10)

第2編 第2章 3節 3条 アスファルト舗装用骨材

第2編 第2章 3節 3条 アスファルト舗装用骨材

表2-3 砕石の粒度

表2-3 砕石の粒度

呼び名	ふるい目の開き 粒度範囲(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)														
		106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425 μ m	75 μ m	
単 粒 度 砕 石	S-80(1号)	80~60	100	85~100	0~15											
	S-60(2号)	60~40		100	85~100	-	0~15									
	S-40(3号)	40~30				100	85~100	0~15								
	S-30(4号)	30~20					100	85~100	-	0~15						
	S-20(5号)	20~13						100	85~100	0~15						
	S-13(6号)	13~5							100	85~100	0~15					
	S-5(7号)	5~2.5								100	85~100	0~25	0~5			
粒 度 調 整 砕 石	M-40	40~0				100	95~100	-	-	60~90	-	30~65	20~50	-	10~30	2~10
	M30	30~0					100	95~100	-	60~90	-	30~65	20~50	-	10~30	2~10
	M25	25~0						100	95~100	-	55~85	30~65	20~50	-	10~30	2~10
ク ラ ッ シ ャ ラ ン	S-5(7号)	40~0				100	95~100	-	-	50~80	-	15~40	5~25			
	S-5(7号)	30~0					100	95~100	-	55~85	-	15~45	5~30			
	S-5(7号)	20~0						100	95~100	60~90	20~50	10~35				

呼び名	ふるい目の開き 粒度範囲(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)																	
		106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425 μ m	75 μ m				
単 粒 度 砕 石	S-80(1号)	80~60	100	85~100	0~15														
	S-60(2号)	60~40		100	85~100	-	0~15												
	S-40(3号)	40~30				100	85~100	0~15											
	S-30(4号)	30~20					100	85~100	-	0~15									
	S-20(5号)	20~13						100	85~100	0~15									
	S-13(6号)	13~5							100	85~100	0~15								
	S-5(7号)	5~2.5								100	85~100	0~25	0~5						
粒 度 調 整 砕 石	M-40	40~0							100	95~100	-	-	60~90	-	30~65	20~50	-	10~30	2~10
	M-30	30~0								100	95~100	-	60~90	-	30~65	20~50	-	10~30	2~10
	M-25	25~0									100	95~100	-	55~85	30~65	20~50	-	10~30	2~10
ク ラ ッ シ ャ ラ ン	S-5(7号)	40~0							100	95~100	-	-	50~80	-	15~40	5~25			
	S-5(7号)	30~0								100	95~100	-	55~85	-	15~45	5~30			
	S-5(7号)	20~0									100	95~100	60~90	20~50	10~35				

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.10)

新条文(R3.10)

第2編 第2章 12節 1条 道路標識

第2編 第2章 12節 1条 道路標識

表2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
12' (0.2°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

表2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
12' (0.2°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

第2編 第2章 12節 1条 道路標識

第2編 第2章 12節 1条 道路標識

表2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
12' (0.2°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	57	14	7.0	11
	40°	95	54	13	7.0	11
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

表2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
12' (0.2°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	67	14	7.0	11
	40°	95	64	13	7.0	11
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

大分県土木工事共通仕様書 新旧対照表

現行条文(R2.10)	新条文(R3.10)
<p>第13編 第1章 1節 2条 名札(参考)</p> <p style="text-align: center;">名 札 (参 考)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">監理(主任)技術者</p> <p>氏 名 ○○ ○○</p> <p>工 事 名 ○○工事</p> <p>工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: center;">会 社 名 ◇◇建設株式会社</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">写 真 2cm×3cm 程 度</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">印</div> </div> </div>	<p>第13編 第1章 1節 2条 名札(参考)</p> <p style="text-align: center;">名 札 (参 考)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">監理(主任)技術者 (監理技術者補佐)</p> <p>氏 名 ○○ ○○</p> <p>工 事 名 ○○工事</p> <p>工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日</p> <p style="text-align: center;">会 社 名 ◇◇建設株式会社</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">写 真 2cm×3cm 程 度</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">印</div> </div> </div>